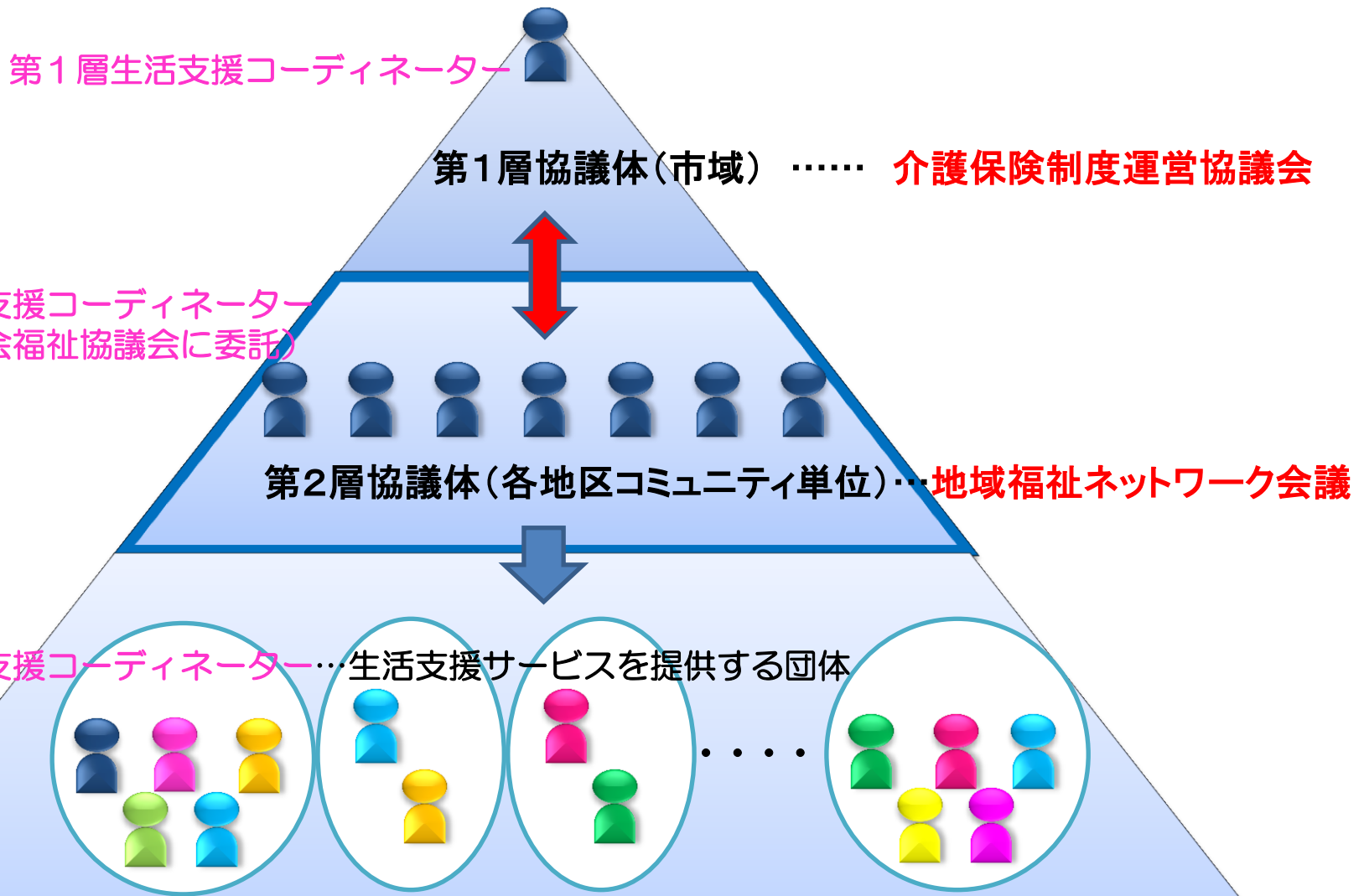


第 2 層における生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員） の活動状況及び協議体設置の進捗状況について

協議体と生活支援コーディネーター



●協議体の役割

	役 割
第1層協議体	○市域全体の話し合いの場 ○市域全体を対象とした助け合い活動を創出し、拡大する
第2層協議体 (地域福祉ネットワーク会議)	○地域のニーズの把握 (地域の強み、今後重点的に取り組む内容の検討、抽出を行う) ○情報交換、情報共有の場 (関係者のネットワーク化を図り、連携体制づくりを行う) ○各種団体等の多様な主体への協力依頼 ○生活支援の担い手の養成及びサービス提供体制の構築

●第2層協議体のイメージ



●第2層生活支援コーディネーターの活動内容

地域状況調査の実施

- ・地域のニーズと資源の状況の可視化及び問題提起を図るための地域状況調査を実施する

【調査内容】 地域情報（人口、公共交通機関等の状況）
地域の施設・拠点等
地域の福祉活動団体と活動内容等

地域福祉ネットワーク会議 （第2層協議体）の設置

- ・地域状況調査を分析し、地域の強み、課題、今後重点的に取り組む内容の検討、抽出を行う
- ・関係者のネットワーク化を図るための会議を設置し、情報共有と連携体制づくりを行う
- ・地域包括支援センターが実施する地域ケア小会議（地域課題）の機能も備える

生活支援の担い手の養成 サービス提供体制の構築

- ・地域福祉ネットワーク会議を通じた生活支援の担い手の養成及びサービス提供体制の構築を行う
- ・各種団体等の多様な主体への協力依頼等を働きかける

●住民主体サービス（訪問型サービスB）のサービス内容

サービス提供時間	サービス内容	利用料
～ 6 0 分	ゴミ出し・電球交換・簡易な掃除・整理整頓 安否確認・ペットの散歩 薬の受取り（薬局に取りに行く）・代筆 草抜き・調理・配膳・食事の後片付け・買い物 洗濯・アイロンがけなど	1 0 0 円

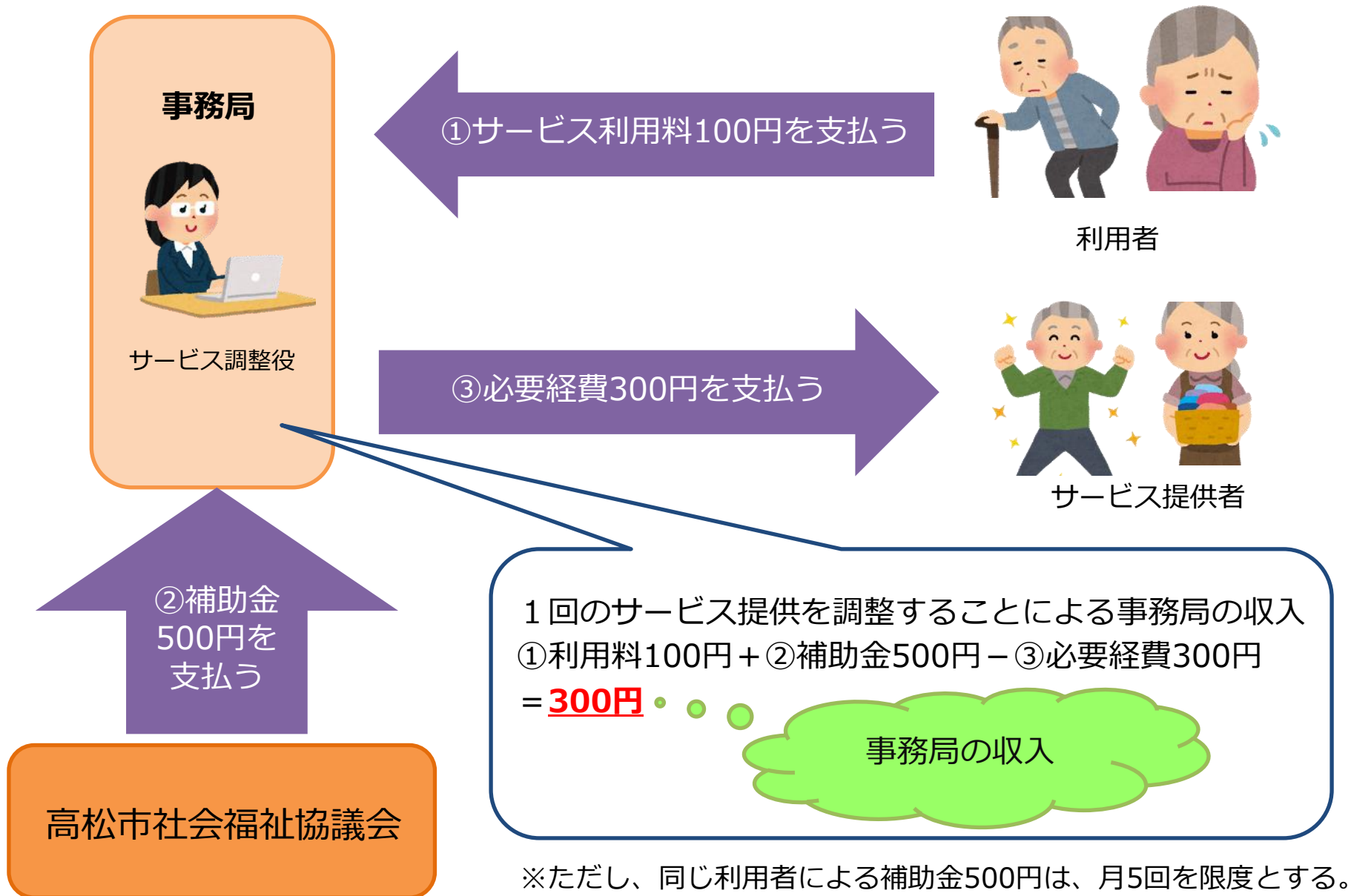
注意事項

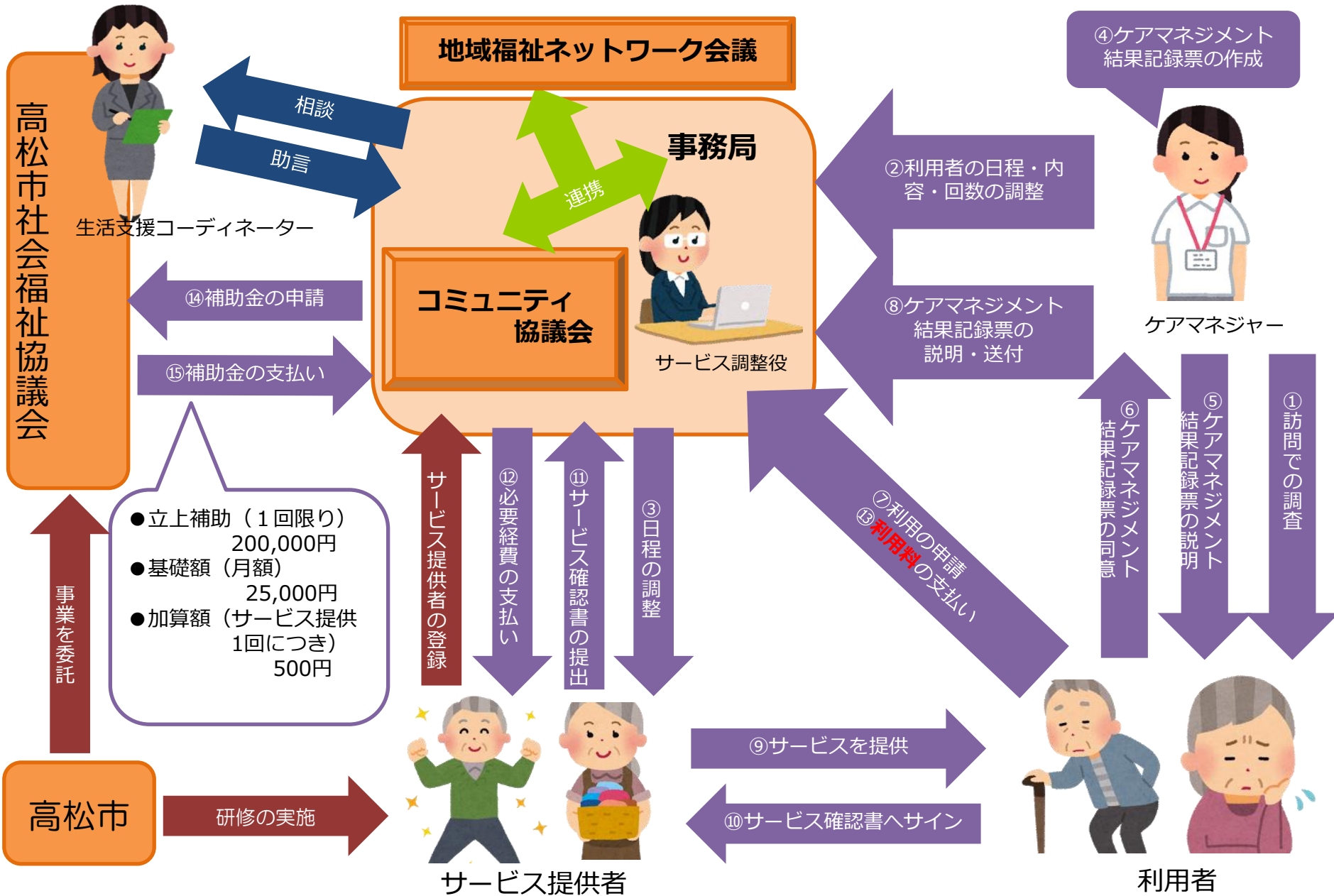
※サービス内容については、例を示しているものです。

※ゴミ出しなどの短時間のサービスは、安否確認などとセットで提供する。

※いかなる場合もサービスを提供する際、自家用車等に利用者を同乗させることは禁止します。

●住民主体サービス（訪問型サービスB）の基本的な流れ（イメージ）





●住民主体による支援（サービスB）ができるまで

（H28.8.25現在）

ステップ① 第2層協議体(地域福祉ネットワーク会議)立ち上げの検討

9地区

ステップ② 第2層協議体(地域福祉ネットワーク会議)設置

11地区

ステップ③ 第2層協議体(地域福祉ネットワーク会議)において「サービスB」の検討

0地区

ステップ④ 「サービスB」提供体制立ち上げ

1地区

ステップ⑤ 「サービスB」提供

0地区

	地域コミュニティ単位（小学校区単位）				
	①	②	③	④	⑤
ステップ	第2層協議体 （地域福祉ネットワーク会議）立ち上げの検討	第2層協議体 （地域福祉ネットワーク会議）設置	第2層協議体 （地域福祉ネットワーク会議）において「サービスB」の検討	「サービスB」 提供体制立ち上げ	「サービスB」提供
〔H28.8.25現在 （44地区）〕	9地区	11地区	—	1地区	—
補助等 （H28年度 予算）	要綱作成 ↓ 第1回目の会議開催 で設置とする		●会議開催費 （資料印刷代等） @24,000円×44地区	●立上補助 【訪問型】 （事業開始の周知啓発や 備品購入等） @20万円×10団体 【通所型】 （事業開始の周知啓発や 軽微な施設整備等） @20万円×10団体	●運営補助 【訪問型】 ・基礎額 @25,000円×6月 ×10団体 ・加算額（サービス提供1回につき） @500円×2,000件 【通所型】 ・基礎額> @25,000円×6月 ×10団体
団体への 支払方法			※生活支援コーディネーター委託料の中から支出するため、社協が会議開催都度支出	・「サービスB」提供 予定団体から社協へ申請する ・社協から団体へ前金 払で支払う	・「サービスB」提供 団体から社協へ申請 する ・基礎額は当月払、加 算額は翌月払で、社 協から団体へ支払う

なぜ、今助け合いか？

●介護保険制度の改正（平成27年4月から）

<改正のポイント>

- ◆要支援者の訪問介護と通所介護が、全国一律の基準から市町村の事業へと移行
- ◆既存の介護サービス事業者によるサービス提供から、**元気な高齢者を始め住民が担い手として積極的に参加する支援**まで、それぞれの地域の実情に応じてサービスの多様化を図っていき、高齢者の多様なニーズに応えていく

<背景>

- ・高齢者は今後も増え続け、その一方で、支え手は減少していく。
- ・重度の要介護高齢者や、認知症高齢者など、手厚いケアを必要とする高齢者が増加する。
- ・独居高齢者や高齢者のみの世帯は今後も増えていく。高齢者世帯の生活を支えるためには、生活支援の多様なサービスが必要となってくる。

●新しい総合事業の目指す生活支援

- ・専門職による総抱えのケアから、多様な担い手が参加しての支え方に
- ・**高齢者が高齢者を支える、地域が高齢者を支える**という「互助」機能を新しいスタイルで取り戻す



地域の支え、多様な担い手を通じて、支援が必要な状態になっても、なじみの関係を維持しながら、必要なサポートを得て地域で生活できる